6　「機関」とは、次条の規定により設立される国際熱帯木材機関をいう。
7　「理事会」とは、第六条の規定により設置される国際熱帯木材理事会をいう。
8　「特別多数票」とは、出席し、かつ、投票する加盟生産国の投ずる票の三分の二以上の票及び出席し、かつ、投票する加盟消費国の投ずる票の六十パーセント以上の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。ただし、出席し、かつ、投票する加盟生産国及び加盟消費国のそれぞれ半数以上がこれらの数の票を投ずる場合に限る。
9　「単純多数票」とは、出席し、かつ、投票する加盟生産国の投ずる票の過半数の票及び出席し、かつ、投票する加盟消費国の投ずる票の過半数の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。
10　「二箇年会計年度」とは、一月一日から翌年の十二月三十一日までの期間をいう。
11　「自由交換可能通貨」とは、ユーロ、日本円、スターリング・ポンド、スイス・フラン、合衆国ドルその他国際取引上の支払を行うため現に広範に使用され、かつ、主要な為替市場において広範に取引されている通貨として、権限を有する国際通貨機関が随時指定する通貨をいう。
12　第十条2(b)の規定による票の配分の計算上、「熱帯森林資源」とは、北回帰線と南回帰線との間に位置する天然閉鎖林及び人工林をいう。

第三章　組織及び運営

第三条　国際熱帯木材機関の本部及び構成
1　千九百八十三年の国際熱帯木材協定によって設立された国際熱帯木材機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。
2　機関は、第六条の規定により設置される理事会、第二十六条に規定する委員会及び補助機関並びに事務局長及び職員によって、その任務を遂行する。
3　機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。
4　機関の本部は、理事会が第十二条に規定する特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、横浜に置く。
5　機関の地域事務所は、理事会が第十二条に規定する特別多数票による議決で決定を行う場合には、設置することができる。

第四条　機関の加盟国
機関の加盟国の区分は、次のとおりとする。
(a)　加盟生産国
(b)　加盟消費国

第五条　政府間機関の加盟
1　この協定において「政府」というときは、欧州共同体並びに国際協定（特に商品協定）の交渉、締結及び適用についてこれと同等の責任能力を有する他の政府間機関を含む。したがって、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、欧州共同体その他政府間機関については、当該機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入をいう。
2　1に規定する欧州共同体その他政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定によりこの協定の締約国である当該機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投ずる。この場合には、当該機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

第四章　国際熱帯木材理事会

第六条　国際熱帯木材理事会の構成
1　機関の最高機関は、国際熱帯木材理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。
2　加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会合に出席する代表代理及び顧問を指名することができる。
3　代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において、代表に代わって行動し、及び投票する権限を与えられる。

第七条　理事会の権限及び任務
理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限を行使し、及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し、又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。理事会は、特に次のことを行う。
(a)　第十二条に規定する特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要な、かつ、この協定に適合する規則（理事会の手続規則並びに機関の会計に関する規則及び職員に関する規則を含む。）を採択すること。会計に関する規則は、特に、第十八条の規定に基づいて置かれる勘定の資金の収入及び支出を規律する。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための手続を定めることができる。
(b)　機関の効果的かつ効率的な運営を確保するために必要な決定を行うこと。
(c)　この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管すること。

第八条　理事会の議長及び副議長
1　理事会は、各暦年につき、議長及び副議長各一人を選出する。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。
2　議長及び副議長のいずれか一方は加盟生産国の代表のうちから、他方は加盟消費国の代表のうちから選出される。
3　これらの役職は、両区分の加盟国が毎年交互に務める。ただし、例外的な事態において、議長若しくは副議長又は双方の再選を妨げるものではない。
4　議長が一時的に欠けた場合には、副議長が議長の職務を遂行する。議長及び副議長の双方が一時的に欠けた場合又は議長及び副議長の一方若しくは双方がその任期を残して欠けた場合には、理事会は、場合に応じて、加盟生産国又は加盟消費国の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、一時的に又は前任者の任期の残余の期間その職務を遂行する新規の役員を選出することができる。

第九条　理事会の会合
1　理事会は、原則として、少なくとも年一回、通常会合を開催する。
2　理事会は、その決定するとき又はいずれかの加盟国若しくは事務局長が理事会の議長及び副議長の同意を得て次のいずれかの加盟国と共に要請するときは、特別会合を開催する。
(a)　過半数の加盟生産国又は過半数の加盟消費国
(b)　過半数の加盟国
3　理事会の会合は、理事会が第十二条に規定する特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催するものとし、また、理事会は、本部以外の場所（生産国であることが望ましい。）において理事会を交互に開催するよう努める。
4　理事会は、理事会の会合の開催頻度及び開催地を検討するに当たり、十分な資金が利用可能であることを確保するよう努める。
5　会合の通知及び会合における議題は、少なくとも六週間前に事務局長が加盟国に送付する。ただし、緊急の場合には、通知は、少なくとも七日前に送付する。

第十条　票の配分
1　加盟生産国及び加盟消費国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。
2　加盟生産国の票は、次のとおり配分する。
(a)　四百票は、アフリカ、アジア＝太平洋並びにラテン・アメリカ及びカリブの三生産地域の間で平等に配分する。このようにしてこれらの各地域に配分した票は、当該地域の加盟生産国の間で平等に配分する。
(b)　三百票は、加盟生産国の間で、すべての加盟生産国の熱帯森林資源の総計に対する各加盟生産国の熱帯森林資源の割合に従って配分する。
(c)　三百票は、加盟生産国の間で、確定的な数字を入手することのできる最近の三年間の各加盟生産国の熱帯木材の純輸出額の平均に比例して配分する。
3　2の規定にかかわらず、2の規定に従って行われた計算によりアフリカ地域の加盟生産国に割り当てられるすべての票は、アフリカ地域のすべての加盟生産国の間で平等に配分する。残余の票がある場合には、当該残余の票は、それぞれ次のとおりアフリカ地域の加盟生産国に配分する。まず、2の規定に従って行われた計算により最大の票数が割り当てられる加盟生産国に配分し、次に、二番目に多い票数が割り当てられる加盟生産国に配分する。残余の票の配分は、このようにして、すべての残余の票が配分されるまで行われる。